

○大阪府立大学産学官連携ポリシー

平成31年4月1日

1 大学の責務

大阪府立大学(以下「大学」といいます。)は、社会貢献を大学における使命の一つとして位置づけ、これを達成するために大学に研究推進本部を置き、研究型大学として知の成果を積極的に社会へ還元します。

2 行動指針

大学は産学官連携により地域社会の発展に寄与するため、次の行動指針に基づいて活動します。

- (1) 教員・研究者の学術的成果を積極的に産業界に技術移転することにより、産業の活性化に寄与します。
- (2) 産業界との有機的かつ持続的な連携を行い、地域社会の発展に寄与します。
- (3) 産学官連携を効果的に推進するために、自治体や公設試験研究機関等と連携します。
- (4) 国際的な産学官連携を推進することにより、産業の国際競争力の強化に寄与します。
- (5) 透明性の高い産学連携活動を行い、十分な説明責任を果たします。

3 産学官連携の推進体制

産学官連携活動を積極的に推進するため、研究推進本部にリサーチ・アドミニストレーションセンターを設置します。

附 則

このポリシーは、平成31年4月1日から施行する。